

# 「夢アスリートつやま」育成事業助成金交付要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、津山市スポーツ協会（以下「協会」という。）規則で組織する団体（以下「団体」という。）が競技力向上のための事業を開設し、あわせてスポーツ活動の普及・充実、啓発、組織づくり等を行い、団体並びに協会のさらなる発展・飛躍を図ることを目的とする。

## （助成対象者）

第2条 この要綱による助成金を受け取ることができるものは、小学生以上の者で前条の目的を達成するための事業を実施する団体とする。

## （助成対象事業）

第3条 この要綱による助成の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）スポーツ優秀選手の発掘・育成
- （2）スポーツ指導者等の人材育成
- （3）事業を行うための環境づくり指導者確保・資金確保・施設確保
- （4）その他、協会長が目的を達成するために必要と認める事業

## （事業の実施場所）

第4条 事業の実施場所は、事業実施者の事業内容により適した場所を利用して実施すること。

## （事業の実施回数等）

第5条 事業の実施は、事業期間（事業開始日の属する月から当該年度の3月末まで）に概ね年4回以上実施すること。

## （事業申請・実績報告）

第6条 助成対象者は、事業実施前に事業申請書を提出し、事業終了後に実績報告書により報告を行うこと。詳細は、別に定める「夢アスリートつやま」育成事業助成金交付要綱細則（以下「交付要綱細則」という。）による。

## （助成金）

第7条 助成金の額は、1団体10万円（消費税を含む。）を限度とする。助成金の交付時期等は、交付要綱細則による。

## （認定審査委員会）

第8条 認定審査委員会は、第2条の助成対象者にかかる事業認定を審査するとともに当該事業の運営について掌理する。委員は、若干名とし協会長が指名する。

## （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営について必要な事項は協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

令和元年7月4日 理事会にて一部改正

令和4年8月4日 理事会にて一部改正

## 「夢アスリートつやま」育成事業助成金交付要綱細則

この細則は、「夢アスリートつやま」育成事業助成金交付要綱第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条について定める事業申請書、事業実績報告書、助成交付時期並びに予算について定めるものとする。

(第2条関係)

実施団体のうち、武道学園から助成を受けている団体は除くものとする。

(第3条関係)

事業実施については、1年ごとに認定審査委員会で実施状況を審査する。

(第5条関係)

事業実施については、シーズン競技は考慮する。

(第6条関係)

1、事業申請書（様式1）

申請時期 6月中旬までに提出

2、実績報告書（様式2）

報告時期 3月末までに提出

(第7条関係)

事業認定後 全額

〔註〕

予算：一般会計から支出

費目：企画運営費 行事費

金額：総額80万円程度